継續するであらうことを闡明する
右聲明す
九月十日午前十一時
東交争議首脳部 印

別記（一）

聲明

這般の市電争議に関し若し市が従業員に対する牽制策の一つとして青年団を利用するならばそれは以ての外の濫用であつて青年団の使命を誤まらしむるものと云はねばならぬ。市民の交通、衛生、保安の為或は国家的な同想から当然青年団の出動を必要とする場合は兎も角として單に経済的利害から生じた労資の喧噪騒ぎに純真なる青年をして其の渦中に捲きこましむるは忍び得ない事である、併しながら万一市民の交通保安が危険に曝されんとする恐ありと認めらるゝ場合は一市民たる分団員は自衛の為にも敢然起つてこれが安寧秩序の維持に努めねばならぬ、この時に当り吾下谷区青年団長岡崎栄松氏より下谷分団の出動を指令して来たるもそれは区青年団長としての資格に於てなされたる指令であつて其の指令に従ひ他団と相携つて其の統制に服するは市本分団の精神であると信ずる、依つて時の宜しきに應じて出動する事を決し各位の諒解を乞ふと同時に之が罷業破の参加に非ざる事を茲に声明す

昭和九年九月七日

世斗青年団々長　石恒辰雄

〃（二）

聲明

青年団ハソノ本来ノ使命ニ鑑ミ労働争議ニ関與スベキニ非ズト信ズ　而シナガラ今回ノ市電争議ハ市民生活ニ支障ヲ及ボシソノ情勢自ラ普通争議ト同一ニ律スベキニアラズ　而モ今ヽ午前七時十分ヽ下谷区青年団長岡崎栄松氏ヨリ出動